

2022年12月28日

消費者庁取引対策課 意見募集担当者 御中

【1】タイトル	「特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」等に関する意見
【2】氏名	東京消費者団体連絡センター
【3】職業	
【4】住所	東京都中野区中央5-41-18 東京都生協連会館3階
【5】電話番号	03-6304-8661
【6】メールアドレス	center@coop-toren.or.jp
【7】意見及びその理由	<p>2021年の通常国会において特定商取引法・預託法改正が成立しました。その折、多くの団体から反対があったにも関わらず契約書面等の電子化を認める事項が法改正に盛り込まれました。詳細は政省令で定めることとなり、2021年7月30日より「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」が開催され、19団体からのヒアリング実施後、概ね消費者団体が求めてきた事項が盛り込まれた検討会報告書が2022年10月6日に公表されました。現在、意見募集が行われている政省令（案）の多くの規定が、検討会報告書の提言を踏まえた内容であることは評価できますが、検討会の合意事項とは明らかに異なっている規定があることから下記の意見を申し述べます。</p> <p>1.（該当箇所）特商法取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案） 第10条1項第4号</p> <p>（意見） 書面の電子化を認める場合の消費者の保有する電子機器の画面サイズについて、スマートフォンでも認める規定は検討会の合意事項と異なります。規定を修正し、検討会報告書の提言に沿ってタブレットサイズ（11インチ程度）以上の画面に限定して下さい。</p> <p>（理由） そもそも、手のひらサイズのスマートフォンの画面では、契約書の内容の確認やクーリング・オフの記載に気が付かないおそれもあるとして、「書面並みの一覧性（＝面積）の有する形で交付書面と同様の内容について表示可能な機器」として検討会報告書にまとめられたものです。検討会の議論の中で、消費者庁はスマートフォンしか持っていない人は対象外としていました。スマートフォンしか持っていない人に対しては、特商法の原則に則り紙の契約書面を交付することが消費者保護につながると考えます。</p> <p>2.（該当箇所）特商法取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案） 第10条1項2号</p> <p>（意見） 第10条1項2号では電磁的方法により提供される事項は同条第1項の書面に記載すべき事項であり、申込みをした者にとって重要なものあること、と規定されています。クーリング・オフ制度は申込みをした者にとっては重要なものであることからクーリング・オフ制度についての記載を加えてください。さらに具体的な記載内容についてはガイドラ</p>

インで規定してください。

(理由)

特定商取引法では、クーリング・オフの記載は赤枠の中に赤字 8 ポイント以上で記載する必要があるとされており、こうした規定の内容は電磁的方法でも維持されるべきです。消費者がクーリング・オフ制度の存在及び行使方法を容易に認識できるようクーリング・オフ通知の送信先となる事業者のメールアドレスを含めて、赤字・赤枠で記載すること、他の記載部分に比べて活字のポイントを 1～2 段階大きくするなど、ガイドラインで明確に示し事業者へ周知することが重要であると考えます。

3. (該当箇所) 特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令 (案)

第 2 条 1 項 (電話をかけさせる方法)

(意見)

勧誘目的を告げず、ビラやパンフレット配布以外に、新聞、雑誌その他の刊行物に広告を掲載したり、ラジオやテレビ放送、ウェブページ等を利用して、勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけさせることも「電話勧誘販売」として要件を広げたことに賛成します。

(理由)

新聞や雑誌、ウェブサイトなどで、不特定多数を対象にした広告においても、消費者から電話をかけさせることを誘導している場合には、通常の通信販売とは違い、電話勧誘販売の類型となると考えます。たとえば、テレビ放送の広告などを見て、拡大鏡の電話注文した消費者に対して、目に良いサプリメントの購入をさせられたりするなどのトラブルもあります。電話をかけさせて、本来の商品とは違う商品を勧め契約をさせられたり、定期購入の商品であったりなど、悪質な事案であり、早急な対応として、類型を広げたことを評価します。

4. (該当箇所) 特定商取引に関する法律施行令及び預託取引に関する法律施行例の一部を改正する政令 (案)

第 4 条 3 項

(意見)

電磁的方法により申し込みをしたものの使用する電子計算機に備えられたファイルに記録したか否か、および閲覧に支障があるか否かを事業者が確認することを義務付けたことに賛成します。

(理由)

電子データの到達時期がクーリング・オフの起算日となるため、消費者のメールサーバーに到達したことが気付かないうちにクーリング・オフの期間が過ぎてしまうことのないよう、また、送ったファイルを消費者が読むことができる状況であることを事業者として確認することは必要なことであると考えます。事業者の確認を義務付けたことを評価します。

以上

